

## 平成 31 年度事業計画（案）

## I. 事業計画

## (1) 公衆便所維持管理事業

## 1. 公衆便所維持管理事業（1,500 千円）

トイレ浄化システムや清掃業務等の維持管理費用に対し、費用の約半分（定額）を助成します。【継続】

## 2. 公衆便所維持補修事業（400 千円）

登山者の要望の多い公衆便所の質の向上のため、和式便所であった三合目公衆便所のトイレの洋式化を行います（1 基）。【継続】



## (2) お花畑維持管理事業

## 1. 三合目貴重植物保全事業（1,500 千円）

目的：ユウスゲ、イブキスマレ、スズサイコ等の貴重植物が生育する三合目の植物群落を保全します。

内容：外来牧草、チカラシバ、トダシバ、イタドリ、アカソの選択刈取【継続】

ススキの秋期一斉刈払等【継続】

※防護柵について、検討案を 31 年度に顧問、団体、事務局に現地踏査をして範囲を決定し、事業計画を確定していきます。



## 2. 山頂等貴重植物保全事業（4,927 千円）

目的：絶滅危惧種や希少種が生育する山頂等の植物群落を保全します。

内容：外来植物の駆除【継続】

フジテンニンソウ群落のモザイク刈取の実施【拡充】

アカソの選択刈取の実施【継続】

植生防護柵ネット上下げ・シカ追出し【継続】

植生防護柵ネット下部・上部補強（耐風・対シカ）【拡充】

事業実施地点および対照地点のモニタリング（植生調査）【拡充】

花のボランティアガイドの実施（7/21～8/4 間）【新規】



### (3) 登山道維持管理事業

#### 1. 山頂等登山道維持管理事業 (2,220 千円)

目的：登山道の歩きやすさを確保し、登山道外への踏み込みを防止します。

内容：登山道およびその周辺施設の状況の把握、簡易な補修【継続】

侵入防止柵の設置（人の侵入禁止）【継続】

登山道のパトロール(レンジャー)の実施（7/20～8/30 間）【新規】

※山頂一帯は繊細な草原群落であるため、「無整備」または「現場発生材を用いた不陸補正」を登山道整備の基本とする。

#### 2. 表登山道等維持管理事業 (1,500 千円)

目的：登山道の荒れの激しいところを補修するとともに、シカ等が引き起こす表土流出による登山道への土砂堆積を防止します。

内容：表土流出箇所や崩れた路肩の把握、補修、補強【継続】

シカ侵入抑止構造物の設置、影響・効果調査【継続】

※表登山道の特に山ろく部の植林帯は、洗掘が激しく排水しにくい形状になっており、「丸太土留め工（階段工）」を登山道整備の基本とする。



#### (4) パトロール事業 (300 千円)

目的：増加傾向にある中高年登山者等の山における急病やケガに備えます。

内容：救急用品の設置【継続】

応急手当講習の実施【新規】

AEDの設置【新規】

#### (5) 啓発・収受事業 (3,000 千円)

目的：登山の安全啓発、自然の利用と保護の両立のため、入山届や入山協力金制度について啓発し、登山者の理解を得ながら、入山協力金の収受や登山案内を行います。

内容：案内と入山協力金の収受を兼ねた人員の配置（伊吹山インフォメーションセンター）、年間協力金の受付（伊吹山インフォメーションセンター、ジョイ伊吹、米原市役

所環境保全課)、入山協力金箱の回収(上野口、西登山道口、中央登山道口、山頂トイレ前)【継続】

入山協力金領収書の発行(伊吹山インフォメーションセンター、米原市役所環境保全課)【継続】

入山協力金制度の周知チラシや看板等の作成【継続】

登山マップの増刷【継続】



## (6) 事務経費 (450 千円)

硬貨入金手数料や通行料、有識者への謝礼等の支払いを行います。【継続】

## (7) 予備費 (3,953 千円)

入山協力金収入の大幅減に備えるとともに、各事業に不足が生じた場合に充当します。

## II. 事業実施時の事故防止・安全対策

### ●事故防止対策の実施

地下埋設ケーブルの定期的なマーキングを行い、必要に応じて電力会社等の立会いを求め、事故防止を徹底します。また、健康管理や安全訓練の実施を義務付けます。

### ●実施体制の明確化

高度な専門性や安全管理能力、多大な労力が必要な事業や顧問の先生が必要と判断した場合は、入札等により民間事業者へ業務として委託します。高度な専門性は不要でも、こまめな管理を必要とし、指定した期間に事業を遂行する必要がある事業は、シルバー人材センターもしくは上野区に業務として委託します。

これらに該当しないボランティアによる事業であっても、特に登山道の修繕や刈払機の使用など危険を含む事業については、保険加入を含め各自が十分に配慮するものとし、また、事前に実施体制を明確にした上で行います。

当部会の呼びかけによって実施する有償ボランティア事業の費用弁償については、以下のとおり統一基準を設定します。

※有償ボランティアへの費用弁償の統一基準

交通費(上限1人1,500円/日) + 傷害保険料 + 損害保険料